

紀宝町教育大綱



三重県紀宝町

(令和4年3月改定)

◇策定の趣旨◇

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行となりました。

この改正法では、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を教育大綱として定めることとされています。

紀宝町では、平成29年度に「第二次紀宝町総合計画」を策定し、令和4年度から後期基本計画として見直しを行いました。この総合計画の見直しとの整合性を図りながら、社会情勢等の変化や新たな教育課題等に対応していくため、「紀宝町教育大綱」の改定を行いました。

本大綱は、本町の教育を一層充実させ、地域を支える心豊かでたくましい人材を育てるため、目指すべき姿とその実現に向けた方向性を示す指針とします。

◇大綱の計画期間◇

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

基本目標 いつでもどこでも学べる健康で教養豊かなまちづくり

【基本目標のねらい】

幼児教育では、基本的な生活習慣を育成することを目指し、学校教育では、豊かな心を育み、確かな学力と体力を備えられる教育を目指します。また、子どもから高齢者まであらゆる世代が参加できる、教育活動、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の振興によって、多様化・高度化する住民のニーズに応え、地域を愛する人を育み、次代のまちづくりを担う人材の育成を進めていきます。

地域文化の振興については、町が誇る熊野古道に関連する文化遺産をはじめ、地域の歴史・文化や、伝統芸能等を大切に保存・継承していくための取組を進めます。

さらに、一人ひとりの人権が尊重される社会の構築を目指し、人権学習や人権啓発活動などを充実させます。

【SDGsの取り組み】

SDGsでは2030年に向けた17の国際目標とその下に169のターゲットが決められており、国際目標の達成に向けた各自治体レベルの取り組みが求められています。本町の教育施策の推進においても、SDGsの「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現という理念のもと取り組みを進めます。



I 学校教育

1 幼児教育の充実



子どもたちが遊びや生活の中での体験を通して、幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿（健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会との関わり、思考力の芽生え、自然との関り・生命尊重、数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現）の育成を目指します。

（1）幼稚園・保育所における教育・保育の充実

◇幼児の自主性や規範意識、自尊感情、思いやりの心等の幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿の育成が図られるよう家庭や地域に働きかけるとともに、成果事例の普及に努めます。

◇身体を動かす多様な遊びを推進し、子どもたちの体力向上に努めます。

（2）小学校への円滑な接続に向けた取組の推進

◇新しい学習ステージに向けて、小学校児童との体験的な交流を進めながら、アプローチカリキュラムを充実させます。

（3）幼児教育を担う人材の資質・能力の向上

◇県内外の各種研修会に参加し、先進事例に学びます。

◇幼稚園と小学校の相互理解を図るよう授業を参観し、交流や合同研修などを推進します。

（4）家庭との連携の推進

◇就学前の子ども向け生活習慣チェックシートを活用し、結果に基づいた生活習慣の改善を各家庭に働きかけ、家庭における生活習慣、読書習慣見直しの意識啓発に努めます。

(5) 教育環境の整備

◇施設の利用状況に対応した整備を計画的に実施し、安全面・衛生面・機能面の充実を図ります。

2 学校教育の充実



子ども一人ひとりが個に応じた教育を受けることができ、誰一人取り残すことなく、自立し社会参加するための基盤となる力の育成を目指します。

(1) 教育環境の整備

- ◇安全・安心な教育環境を提供するため、校舎・給食施設等の改修・整備を進めます。
- ◇各小中学校児童・生徒数の推移等の情報共有を図り、地域と連携しながら、適正規模、適正配置について検討を進めます。

(2) 地域に開かれた学校づくり

- ◇保護者、地域住民、学校、警察、行政と連携し、全小中学校に設置されている「学校運営協議会」の充実を図ります。
- ◇地域の人材を活用した学校教育を進めます。
- ◇通学路の点検や安全対策の改善・充実を関係機関が連携・協働しながら実施します。
- ◇地域における生涯学習、スポーツ等の活動拠点として、学校施設の開放を進めます。
- ◇職業観や人生観を育てるため、地域の特色を生かした体験学習等を推進します。

(3) 確かな学力の定着と向上

- ◇基礎的な学力を定着させ、個性を伸ばすきめ細かな指導の充実に取り組みます。
- ◇全国学力・学習状況調査などの分析から、課題克服に向けた授業改善を図ります。
- ◇「紀宝町学力向上推進協議会」を開催し、教職員の教育力・指導力の向上を図ります。
- ◇「放課後サポートスクール」及び「サマースクール」、「ウィンタースクール」を開設し、学習意欲の喚起と自主学習の支援をすすめながら、学力の向上を図ります。
- ◇家庭と連携して学習習慣、読書習慣の定着を図ります。

(4) 教職員の資質・能力の向上

- ◇指導力の向上、児童・生徒の理解力向上に向けて県教育委員会と連携し、教職員研修を充実させます。
- ◇町教育委員会が指定する研究指定校を中心に、課題解決のための特色ある教育研究の機会をつくります。

(5) 時代に即した教育の推進

- ◇GIGA スクール構想により、ICT を最大限活用し、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指します。
- ◇コミュニケーション能力の育成を図り、外国語指導助手（ALT）の効果的な活用や国際理解を深める教育を進めます。
- ◇主体的・対話的で深まりのある学びを全教科において実現します。

(6) 豊かな心の育成

- ◇自己の生き方を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、なかまと語り合うことのできる道徳教育を推進します。
- ◇「人権教育カリキュラム」¹に沿った人権教育を推進します。
- ◇「紀宝町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ、暴力行為、不登校など未然防止に努めるとともに、児童や生徒の心の問題の解消を図ります。
- ◇社会科副読本「わたしたちの紀宝町」を活用することにより、伝統や文化等に関する教育を推進し、ふるさとへの愛着や誇りを持つことのできる心を育成します。

(7) 健やかな体の育成

- ◇子どもの健康と体力の向上を目指し、望ましい運動習慣、生活習慣、食習慣の形成に取り組めます。
- ◇地元食材の使用などにより学校給食の充実を図り、成長期の児童・生徒の栄養管理に努めます。

(8) 防災教育の充実

- ◇大規模地震や津波、風水害等の自然災害から子どもたちの命を守るため、各小中学校、幼稚園における防災学習の充実、教職員の防災研修に取り組み、地域自主防災組織とも連携した防災教育を推進します。

(9) 特別支援教育の充実

- ◇家庭、学校、福祉、保健部門及び関係機関との連携を図り、児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに配慮したきめ細かな指導体制の構築に努めます。
- ◇早期からの一貫した教育支援体制を整備し、充実を図ります。
- ◇共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育²システムの構築を進めます。

¹ 「人権教育カリキュラム」：各学校で「人権教育推進計画」に基づいて作成。

² インクルーシブ教育：障がいのある者と障がいのない者が、可能な限り同じ場で共に学ぶ仕組み。

Ⅱ 生涯学習

1 生涯学習の振興



幅広い学びの機会が提供され、町民が心豊かな生活を送るとともに、学んだ成果が地域や社会で発揮される社会づくりを目指します。

(1) 主体的な学習活動の支援

- ◇住民が主体となった生涯学習講座・教室の企画・運営を支援します。
- ◇指導者やボランティア等の発掘・育成に努め、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ◇各種生涯学習団体に対する支援を行います。

(2) 学習・発表機会の提供

- ◇住民ニーズにあった講座・教室を開催し、幅広い層に応じた学習機会の提供に努めます。
- ◇学習成果の発表機会等、学習意欲の高揚を図り、各種団体の活動・交流を支援します。

(3) 生涯学習施設の有効活用

- ◇施設間相互の情報化を進め、既存の生涯学習施設の有効活用・整備を図ります。
- ◇利用者のニーズに効果的に対応できるよう施設の効果的な管理運営方法を検討します。
- ◇町内文化施設について、施設の適正管理に取り組みます。

(4) 図書館の機能充実

- ◇蔵書の充実や施設の整備、郷土資料のデータ化を図り、関係機関との連携を深め、住民の利便性の向上に努めます。
- ◇「紀宝町子育て支援センター」との複合施設として、各関係機関と連携しながら、子育て支援をはじめ、子どもの読書活動の推進や地域の課題解決の支援に取り組むなど、地域活性化の一助となるよう取り組みます。

(5) 遠隔地読書環境整備事業

- ◇移動図書館事業や団体貸出を積極的に行い、来館が困難な住民への貸出サービスの充実に努めます。

(6) 課題解決型図書館サービス推進事業

- ◇様々なライフステージにおける情報提供、データベースの設置や活用講座の開催、情報コーナーの設置等により、住民に役立つ情報を提供できるよう努めます。

(7) 子ども読書活動推進事業

◇関係機関との連携を深め、ブックスタート事業やおはなし会、講演会、読み聞かせボランティア養成講座の開催等により、子どもが読書に親しめる環境づくりに努めます。

2 スポーツの振興



スポーツの実践のための機会が充実し、町民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりを目指します。

(1) スポーツ団体の支援

- ◇総合型スポーツクラブの住民による主体的な運営を支援します。
- ◇体育協会やスポーツ少年団等スポーツ関係団体の支援に努めます。

(2) スポーツ活動の支援

- ◇生涯スポーツの拡大を図ります。
- ◇スポーツ活動指導者の確保・育成、及び技術や指導力の向上を図ります。
- ◇障がい者スポーツの普及促進を図ります。

(3) 体育施設の整備・充実

- ◇スポーツ施設の整備・充実と効果的運用に努めます。

(4) スポーツイベントの充実

- ◇スポーツイベントを実施し、スポーツに参加できる機会の確保と住民の交流を図ります。

3 青少年の健全育成



青少年が地域全体で温かく見守られ、健やかに成長していく環境づくりを目指します。

(1) 青少年の社会活動の促進

- ◇学校・家庭・地域コミュニティ・関係機関との連携のもと、青少年に生涯学習やボランティア活動等への社会参加を促します。
- ◇青少年が主体となるイベントを企画運営し、自主性・社会性が育まれる環境づくりを進めます。

(2) 全町的な健全育成運動の推進

- ◇青少年健全育成町民会議及び関係団体の組織強化を促します。

◇青少年の健全育成に対する住民意識を高め、地域社会全体であいさつ運動やパトロール活動等の取組を進めます。

(3) グローカル人材³の育成

◇地域や異文化に対する深い理解を持ちながら、地球的な規模で活動できる人材の育成に努めます。

Ⅲ 地域文化振興

1 文化活動の振興



町民が芸術・文化を気軽に親しむことができる機会の拡充や活動の成果を表現する場の充実を目指します。

(1) 住民の文化・芸術活動の促進

◇町文化展や芸能発表会など成果発表の場を提供することにより、住民の文化活動への意欲向上を図ります。また、住民が主体となった文化・芸術活動の充実に向けて、団体・サークル活動の育成・支援と自主的な活動を促す指導者の育成に努めます。

◇各種文化団体について、必要な活動環境を提供し、育成・支援に努めます。

(2) 文化・芸術にふれる機会の充実

◇文化講演会、イベントなどの開催や文化・芸術活動の成果を発表する場の提供により、文化・芸術にふれる機会の充実に努めます。

◇文化・芸術に関する様々な情報を積極的に収集・提供します。また、内外の関係機関と連携して広域的な文化情報のネットワークづくりを進めます。

◇広域的な文化・芸術活動の連携や他市町村との文化交流を促進し、本町の文化を広く情報発信します。

2 文化財の保護と活用



町の歴史・文化遺産が適切に継承され、人づくりや地域づくりなどに活かされていく条件の整備を目指します。

³ グローカル人材：グローバルとは、グローバル（地球的）とローカル（地域的）を組み合わせた造語。グローバル人材とは、「地球的な視野で考えながら、自分の地域で活動できる人材」、「地域や異文化に対する深い理解を持ちながら、地球的な規模で活動できる人材」の意味で用いている。

(1) 文化財の調査・保存

- ◇歴史的・文化的遺産や有形・無形の文化財などは、文化財調査委員との連携を図りながら調査、保存に努め、国・県・町文化財としての指定を進めます。
- ◇歴史的・文化的価値のある建造物の保存に努めます。
- ◇埋蔵文化財の保護については、文化財調査委員会や三重県教育委員会等との連携のもと、適正な調査・保存体制を構築し、文化財の保護に努めます。

(2) 伝統芸能等後継者の育成・支援

- ◇地域に保存・伝承されている独自の文化や伝統芸能が伝承されるよう、後世に伝える気運の醸成や後継者の育成を図るとともに、歴史を生かした新たな芸能が創作されるよう支援します。

(3) 文化財保護意識の啓発

- ◇住民が地域で気軽に参加できる文化財行事を拡充し、文化財が地域の暮らしの中で育まれ守られる環境づくりを推進し、文化財保護意識の高揚に努めます。
- ◇住民に対し、分かりやすい文化財情報の発信を行います。また、町内文化財等の紹介など、展示内容等の充実を図っていきます。

(4) 文化財の地域づくりへの活用

- ◇歴史的・文化的遺産を生かした個性的なまちづくりを進めるため、文化財やその周辺地域の一体的な保存・整備による歴史的景観の保全に努めます。
- ◇文化財の保存を前提に、熊野古道をはじめとして、住民の参画のもとで学習活動の場や観光資源としての活用などを促進し、まちづくりに積極的に生かします。

IV 人権の尊重

1 人権の尊重



互いに認めあい、人権を尊重しあうまちの実現を目指します。

(1) 人権教育の充実

- ◇家庭、地域、学校及び職場等、あらゆる場を通じて人権に関する学習機会を提供し、関係機関等と連携を図りながら積極的に地域ぐるみの人権教育を推進します。
- ◇「紀宝町人権教育推進計画」に基づいて人権教育の指導者や人権活動に参加する人などの人材の育成に努めるとともに、人権教育を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 住民意識の啓発

◇人権講演会や研修会を開催し、人権尊重に対する住民の意識啓発に努めます。

(3) 人権に関する総合的な取り組みの推進

◇人権の擁護に関する様々な施策を推進するため、人権尊重のまちづくりを推進します。

◇紀宝町人権基本方針（令和4年3月）に基づき、あらゆる人権の侵害に対し問題の早期解決を図るため、関係機関や団体との連携を強化して、人権問題に関する相談、支援、救済機能の充実を図ります。

※平成29年(2017年)3月策定

※令和4年(2022年)3月改定